

柏崎刈羽原子力発電所における  
核物質防護に関わる不適合案件について（公表区分Ⅱ）

2024年10月9日  
東京電力ホールディングス株式会社

当社、柏崎刈羽原子力発電所において発生した核物質防護に関わる不適合案件について、防護措置の脆弱性解消を確認したことから、核物質防護の脆弱性が公にならない範囲において、概要を別紙のとおりお知らせいたします。

なお、本件については、本日開催された原子力規制委員会において、核物質防護分野の原子力規制検査の実施状況として報告され、現時点での暫定評価結果として安全上の重要度「緑」<sup>※1</sup>、違反の深刻度レベル「Ⅳ」<sup>※2</sup>との判定を受けております。

当社は、引き続き改善措置活動に取り組むとともに、原子力規制委員会による追加検査に真摯かつ丁寧に対応してまいります。

※1 安全上の重要度「緑」

「安全上の重要度」は、原子力施設の安全確保に対する劣化の程度により「赤」「黄」「白」「緑」の順に区分される。重要度「緑」は、安全確保の機能または性能への影響があるが、限定的かつ極めて小さなものであり、事業者の改善措置活動により改善が見込める水準のものに適用される。

※2 違反の深刻度レベル「SL Ⅳ」（SL: Severity Level）

「違反の深刻度レベル」は、違反の深刻度に応じて「SL Ⅰ」「SL Ⅱ」「SL Ⅲ」「SL Ⅳ」の順に区分される。深刻度「SL Ⅳ」は、原子力安全上または核物質防護上の影響が限定的であるもの、またはそうした状況になり得たものに適用される。

別紙：[柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護に関わる不適合案件について（概要）](#)

以上